

## 平成25年2月27日以降に公告または、指名する工事発注の特例措置の一部改正について

次のとおり、工事発注の特例措置を一部改正いたします。

### (1) 一般競争入札の地域要件

◎Aランク対象業者の地域要件（災害復旧工事に適用）

#### 【従前】

「建設業法に基づく許可をうけた市内に本店、又は支店若しくは営業所等を有し、かつ2月27日時点において、神栖市との災害時における応急復旧に関する協定を締結している」



#### 【今回】

「建設業法に基づく許可をうけた茨城県潮来土木事務所及び茨城県鉾田工事事務所管内に本店を有していること」

※ 上記以外の要件につきましては従前のおりです。